

# 常滑武豊衛生組合職員の職の 設置に関する規則

昭和49年10月1日  
規 則 第 2 号

改正

昭和53年 3月 3日規則第1号      昭和53年 5月16日規則第2号  
平成 6年 3月11日規則第4号      平成 8年 2月 6日規則第1号  
平成10年 3月20日規則第1号      平成11年 3月12日規則第1号  
平成16年 3月12日規則第1号      平成18年 4月 4日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、常滑武豊衛生組合職員の職の設置について必要な事項を定めるものとする。

第2条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、常滑武豊衛生組合の職員  
の役職及び職制名は、次の表の左欄とし、その職務は、それぞれ同表の右  
欄に掲げるとおりとする。

役 職 名	職 務
場 長	管理者及び副管理者の命を受け、組合の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
場長補佐	上司の命を受け、組合の事務を掌理し、場長を補佐する。

職 制 名	職 務
理 事 参 事 統括主幹 主 幹 副 主 幹 主 査 主 事	上司の命を受け、事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月3日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年5月16日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年5月1日から適用する。

附 則（平成6年3月11日規則第4号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月6日規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月12日規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月4日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。